



平成29年9月1日 台東デザイナーズビレッジ

台東デザイナーズビレッジ 入居者募集要項

- ・入居を希望される方は、まずは申請書を提出してください。その後、一次審査（書類審査）、二次審査（面接）、最終審査（面接）を受けていただき、入居の可否を決定します。



■台東デザイナーズビレッジ 概要

1、施設所在地

- ・東京都台東区小島 2-9-10（旧小島小学校）
- ・都営地下鉄大江戸線新御徒町駅、つくばエクスプレス線新御徒町駅 A4 出口徒歩 1分

2、募集部屋数（予定）

- ・5室程度（約20㎡×3室、約40㎡×2室）

3、部屋の概要

- (1) 面積
 - ・約20㎡～約40㎡
 - ・20㎡タイプは小規模な製造業、企画・デザイン等を主として行う事業者、40㎡タイプは製造設備や在庫などの置き場所を必要とする製造業者に適しています。
- (2) 設備
 - ・事務所は完全な個室です。
 - ・電源コンセントは各壁面に設置してあります。（電気容量：最大50A）
 - ・電話回線、インターネット回線（光回線）、CATV回線が引いてあります。（契約は各自）
 - ・空調は個別空調です。
 - ・事務所ごとに機械警備が入ります。
 - ・事務所内での火気の使用は原則としてできません。
 - ・24時間365日利用できます。ただし、機器の保守点検等のため利用が制約されることがあります。

4、利用料金

- (1) 使用料（家賃）
 - ・月額8,000円（約20㎡）～16,000円（約40㎡）
- (2) 共益費
 - ・月額21,000円（約20㎡）～27,000円（約40㎡）
- (3) 保証金
 - ・使用料の3ヵ月分
- (4) その他
 - ・各室の電気料金、電話・インターネットの通信費、ごみ処理費等は自己負担です。

5、応募資格（入居対象）

- ・次の要件にいずれも該当する法人（中小企業者）または個人であること。
- (1) 靴、鞆、バッグ、ベルト、帽子、アクセサリ、ジュエリー、アパレル等のファッション関連産業、及びデザイン・コンテンツ関連産業に携わるデザイナー等であること。もしくはファッション関連産業やデザイナーを支援する業務を行う者等であること。
 - (2) 台東区内で創業を予定している、または創業5年以内（入居時点）の法人または個人であること。
 - (3) ビジネスを拡大する意欲が高く、また創業のための支援が必要と認められること。
 - (4) 台東区内の産業や地域の活性化に寄与する活動を行う意欲があること。
 - (5) 施設の利用期間終了後、台東区内において引き続き事業を行おうとする意思を有すること。
 - (6) 他の公的創業支援施設への入居経験が無いこと。（ブレインキューベーション利用者及び既入居施設による推薦状のあるものを除く）
 - (7) 住民税・事業税を滞納していないこと。
 - (8) 暴対法第2条に規定する暴力団員等に該当しておらず、該当者と関わりを持っていないこと。

6、入居期間

- ・3年以内。ただし、1年ごとに事業計画の進捗状況を審査の上、入居更新の可否を決定します。

7、利用条件

- (1) 施設を主たる事務所（法人の場合は本社とし、法人登記すること）として利用すること。
- (2) インキュベーションマネージャーの指導を受けること。
- (3) 区内産業や地域の活性化に寄与する活動に積極的に参加すること。
- (4) 台東区及び台東デザイナーズビレッジ主催の事業（セミナー、イベント等）に参加すること。
- (5) 施設への見学、視察、自室での商品展示、取材、および施設内ショップの運営に協力すること
- (6) 年2回、台東区に事業実績報告書を提出すること。また、事業報告会に参加すること。
- (7) 施設の利用期間終了後2年間、年1回の事業報告書を提出すること。
- (8) 振動や音、悪臭の発生などにより、他の入居者や周辺に迷惑をかけないこと。
- (9) 積極的に地域や入居者同士のコミュニケーションを図ること。地域イベントに参加すること。
- (10) 本施設は元小学校であり、震災時の避難所となっており、利用が制限される場合があります。また、近隣住民組織等が行う防災訓練への参加協力をお願いしています。

8、卒業・退去条件

- ・以下の事由に該当した場合は、勧告を行い3カ月間経過を見た上で審査会において卒業・退去を決定します。
- (1) 事業目標を達成したとき。
 - (2) 事業活動において支援を必要とせず自立していると認められるとき。
 - (3) 事業が安定し支援が不要と認められるとき。
 - (4) 営業成績が著しく悪化していると認められ、指導があっても改善しないとき。
 - (5) 事業計画を実施せず、指導があっても改善が見られないとき。
 - (6) 施設や設備を無断転貸・私物化したとき。
 - (7) 年間2回の事業報告を提出しない、また著しく内容に不備があるとき。
 - (8) 事業内容に問題があり、自立の見込みがたらず、指導があっても改善が見られないとき。
 - (9) 施設運営やイベント・セミナー等への参加・協力が見られないとき。
 - (10) 施設の利用頻度が低い場合（週に3日以上、計24時間以上の利用を入居の目安とします）。

9、入居取消条件

- ・下記の事由に該当する場合は入居の許可を取消します。
- (1) 施設や設備を故意に損傷したとき（事故、火災などを起こしたときを含む）。
 - (2) 正当な理由無く1カ月以上施設を使用しない場合。
 - (3) 偽りその他不正行為により使用許可を受けたことが判明したとき。
 - (4) 使用料及び共益費を正当な理由がなく3カ月以上滞納したとき。
 - (5) 条例、規則、区長の指示に違反したとき。

10、募集期間

平成29年10月2日（月）～11月6日（月）

- ・郵送または持参のこと。[11月6日必着]
- ・持参の場合は、土日、祝日を除く午前9時から午後5時までで台東区役所9階5番の産業振興課までお願いします。
- ・申請を受理しましたら、台東区から申請者番号を記載したメールを個別に送信します。送信には時間がかかる場合がありますが、（土日を除き）2日間以上連絡が無い場合はお電話ください。

11、施設内覧および説明

- ・台東デザイナーズビレッジの施設内覧および入居に関する説明を行います。
- (1) 日時：平成29年10月4日（水）午後7時～9時
平成29年10月14日（土）午後2時～4時
平成29年10月17日（火）午後7時～9時
 - (2) 申込方法：デザイナーズビレッジホームページから所定ホームで登録、または台東区産業振興課03-5246-1143まで①参加者氏名②業種③昼間の連絡先をお知らせください。

12、入居者の決定

- (1) 一次審査として書類審査を行います。
- (2) 一次審査通過者に対して二次審査（面接）を行います。
- (3) 二次審査通過者に対して最終審査を行い、入居者を決定します。
- (4) 最終審査の日程は平成30年1月中旬を予定。
- (5) 入居者決定：平成30年1月下旬
- (6) 台東区より代表者本人に結果を通知します。
- (7) 使用室の決定について
 - ・第3希望まで申請し、抽選により決定します。
 - ・希望に沿わない場合の入居可否を申請書に記入。
 - ・決定に不服がある場合でも変更いたしませんので、製造機械、什器、在庫などの保管で大きなスペースが必要な場合は申請書にその旨を記載してください。

13、入居契約

- ・契約日は平成 30 年 4 月以降。
- ・契約は通常の賃貸借契約ではなく行政財産使用許可となります。
- ・1 年ごとに更新が必要です。

14、施設構成

- (1) 賃貸事務所（オフィス）19 室
面積：19.7㎡（9 室）、25.9㎡（1 室）、37.3㎡（1 室）、39.4㎡（8 室）、
- (2) 共同で利用できる施設として制作室、ショールーム、商談室、図書室、コピー室、交流サロン（ラウンジ）、会議室、ショップ（予定）等があります。
- (3) 受付時間：平日 午前 9 時から午後 5 時
ただし、玄関扉は常時オートロック。
- (4) トイレ、給湯室は共用です。
- (5) 校庭側に自転車置場があります。
- (6) 3 階の一部を東京芸術大学、3 階講堂および 1 階の一部を地区コミュニティが使用しています。
- (7) 施設の東側体育館棟 1 階は、台東区産業振興事業団が使用しています。

15、主な支援サービス

- ・入居者に対して次のようなサービスを提供しています。
- (1) 経営やビジネス等に関するアドバイスの実施
 - ・インキュベーションマネージャー（通称：村長）によるマーケティング分野の相談、必要に応じて台東区経営相談員などによる経営や税制等の専門的な相談を受けられます。
- (2) 地場産業との連携による創作活動のサポート
 - ・入居者と地元企業との連携を図り、受発注や人脈形成、経営活動の拡大等を支援します。
- (3) セミナー等の開催
 - ・ファッション・デザイン業界の方を講師に招き、セミナー等を定期的に開催します。

16、募集スケジュール

- ・ 9 月 1 日 募集要項発表
- ・ 10 月 2 日～11 月 6 日 申請受付
- ・ 10 月 4 日 施設内覧会
- ・ 10 月 14 日 施設内覧会
- ・ 10 月 17 日 施設内覧会
- ・ 11 月中旬 一次審査 結果通知
- ・ 11 月下旬～12 月下旬 二次審査／結果通知
- ・ 1 月中旬（予定）最終審査
- ・ 1 月下旬 入居予定者決定
- ・ 2 月下旬 入居説明会
- ・ 4 月～ 入居開始

17、提出書類

- (1) 入居申込書[様式 1]
 - (2) 事業計画書[様式 2]
 - (3) 収支計画書[様式 3]
 - (4) 提案書[様式 4]
 - (5) 添付書類
 - ①直近の納税証明書（法人の場合は 28 年度法人事業税、個人の場合は 29 年度住民税）又は非課税証明書
 - ②直近の決算書（法人のみ）
 - (6) 商品の概要がわかるもの（カタログ、写真など）
- ※申請書類[様式 1～4] は、台東デザイナーズビレッジホームページからダウンロードするか、台東区産業振興課または台東デザイナーズビレッジ事務室で配布しています。

18、申請にあたっての注意事項

- (1) 申請にあたっては、募集要項およびホームページをよくお読み下さい。
- (2) 申請書類[様式 1～4] は全て記入してください。なお、提出書類に不備がある場合、受理できないことがあります。
- (3) 事業概要、事業計画等について、さらに詳しい説明をするための資料を別紙で添付してもかまいません。
- (4) 商品概要（カタログ・写真など）について返却希望の場合は、「要返却」と記入の上、返却先住所・氏名を書いた封筒（当該料金の切手添付、もしくは宅急便の着払い送付状添付）などを同封してください。なお、申請書類[様式 1～4]および添付書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

19、個人情報の取扱い

- (1) 申請書類については、台東区の個人情報保護指針に基づき適正に取扱いいたします。
- (2) 入居決定者の申請書については、入居後の指導にも使用いたします。
- (3) 入居できない場合の申請書は審査終了後破棄いたします。

20、応募先・問合せ先

- ・ 台東区役所 文化産業観光部 産業振興課
担当 本田、佐藤
- ・ 〒110-8615 東京都台東区東上野 4-5-6
- ・ 電話 03-5246-1143 FAX 03-5246-1139
- ・ e-mail : sangyo-u@city.taito.tokyo.jp
- ・ 台東デザイナーズビレッジの概要はホームページをご覧ください。

URL <http://www.designers-village.com>

<台東デザイナーズビレッジ入居申込書の確認について>

書類不備の場合、11月6日（月）午後3時までに再提出してください！

下記がよく質問を頂く部分です。

1. 申込書一式（様式1～4）

- ※必ず中身を確認してください。
- ※原則として、全て記入していること。

2. 直近の納税証明書

法人：法人事業税

法人事業税 = 法人の行う事業に対して課せられる都道府県税
→ 都道府県の主力財源

法人税 = 法人の所得に対して課せられる国税
→ 人で言う「所得税」

※事業所住所地为管轄する都道府県税事務所で取得してください。

個人：住民税

※平成29年度住民税の納税証明書

※所得税の証明書ではないので注意！

※所得がなく、非課税の場合は、非課税証明書を提出。

※平成29年1月1日現在の住所地の市区町村役所で取得してください。

3. 直近の決算書 法人の場合のみ

- ※創業1年未満で決算書、法人事業税証明が出せない場合は、不要。
- 代わりに、個人の納税証明書の提出と決算見込額を様式3：収支計画書へ記入！

4. 商品概要（カタログ、写真など）

※要返却か確認！返却の場合、返却先住所・氏名を書いた封筒（当該料金切手または宅急便の着払送付状添付のこと）

※まだ商品がないという場合は、それでも構いません。ただし、デザイナーの実績等を判断する材料としますので、どのようなデザインをするのか等、資料が合った方が好ましいと思われます。

どのような資料を提示するかも審査対象と考えています。